

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和60年7月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については18万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月30日から同年7月1日まで

B施設内のA株式会社にてC職として勤務していた。昭和60年7月1日に経営がD株式会社へ変わり経営者も変わったが、店舗は継続して営業し、私も勤務地や業務内容は変わらず勤務していたにもかかわらず、同年6月30日から同年7月1日までの加入記録が無い。厚生年金保険料も控除されていたので未加入期間があるのは納得できない。調査をして申立期間の記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA株式会社にて勤務していたことが認められる。

また、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和60年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人は、同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされているが、当該資格喪失届の受付日は同日より後の同年9月11日と記録されており、当該資格喪失処理は同日以降と推認できる上、申立人のほか22人についても同様の処理が行われており、かつ、当該処理前の記録から、同社が申立期間において適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

さらに、同僚の一人が所持する昭和59年分源泉徴収票及び同年11月分から60年6月分までの給与支払明細書から、申立人は、同年6月の厚生

年金保険料について事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

加えて、当時A株式会社の社会保険事務を受託していた者は、「同社は社会保険料を滞納していた。倒産後3か月頃に社会保険事務所（当時）から連絡をもらい、はじめて倒産したことを知った。事業主は失踪していたが、事業主の妻とは連絡が取れた。全喪日と倒産日が同日か分からなかったが、社会保険事務所の指示に従い全喪の手続をした。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和60年6月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、D株式会社における資格取得日と同日の同年7月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和60年5月の事業所別被保険者名簿の記録から、18万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 12 日から 40 年 10 月 1 日まで  
年金事務所の記録では、昭和 40 年 12 月 10 日に脱退手当金を支給された記録になっているが、A株式会社B支店を退職した時に、脱退手当金をもらったことも説明を受けたことも無かった。退職時、庶務担当から、大事なものだと言われた厚生年金保険被保険者証を今でも大切に保管しているので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証は、再交付の押印が無く、申立期間に係る事業所で厚生年金保険に加入した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、申立人は、「退職時に庶務担当者から厚生年金保険被保険者証をもらった際、大事なものだからと言われたので、そのまま保管していた。」と申述しているところ、現在も当該被保険者証を所持していることを踏まえれば、申立人の当時の状況についての主張も信用できる。

さらに、A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記載されたページに、申立人と同様に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示がある者で、オンライン記録における脱退手当金の支給記録が無い者がいるが、その理由は不明であり、脱退手当金の支給に係る記録の管理が適正に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年9月1日まで  
年金事務所の記録によると、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、昭和45年4月1日にC株式会社（現在は、D株式会社）に入社し、A株式会社及びE株式会社に出向し、継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B株式会社の社会保険事務を担当するF株式会社から提出された従業員名簿、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にE株式会社で勤務していたことが確認できる上、入社時に、C株式会社へ入社しその後各所属先（C株式会社G支店、H株式会社、I株式会社等）へ赴任した同期社員と一緒に研修を受けていたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、E株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同日の昭和45年9月1日であることが確認でき、同社は、それより前の期間については、適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、E株式会社の親会社であるA株式会社から申立人と同時期にE株式会社に出向した上司は、申立期間はA株式会社で厚生年金保険

の被保険者となっていたことが確認できる。

また、申立人と同時期にC株式会社へ入社し、昭和45年4月中旬頃まで一緒に研修を受け、その後各所属先へ赴任した8人の同僚の所属先での厚生年金保険の被保険者資格取得日を確認したところ、45年3月23日が6人、同年3月26日が1人、同年4月1日が1人であり、申立期間は全員が厚生年金保険の被保険者であることが確認できる。

さらに、申立期間当時のC株式会社の経理担当は、「社員は全て厚生年金保険に加入しており、申立人は入社時から保険料を控除されていたはずである。E株式会社が適用事業所となっていなかった場合、親会社のA株式会社で資格を取得していたのかは分からないが、健康保険証をすぐに渡すため、一人だけ手続が遅れていれば分かるはずだ。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の主張及びC株式会社に同時期に入社した複数の同僚の資格取得時の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA株式会社における標準賞与額に係る記録を、2万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 6 月 30 日

申立期間については、A株式会社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、記録に反映されていないため標準賞与額として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた預金通帳及び事業主から提出を受けた賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（2万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間における賞与に係る届出をしておらず、保険料を納付していない旨の供述をしていることから、事業主は、賞与額に見合う標準賞与額を届け出ず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和32年12月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月17日から同年12月8日まで  
昭和31年6月にC株式会社(昭和32年8月にA株式会社に社名変更)に入社し、38年6月まで同じ会社に継続して勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同様に、昭和32年10月17日にA株式会社B支社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月8日に同社D事務所で資格を取得した複数の同僚の人事記録、及び当該同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人及び上記同僚が、昭和32年12月頃にA株式会社B支社から同社D事務所に異動した旨の供述をしていることから、申立人の同社B支社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を同年12月8日とし、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社B支社における同年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明と回答しており、これを確認できる関連資料及



び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C工場における資格取得日に係る記録を昭和52年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月16日から同年11月1日まで  
株式会社Bに勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間においても、勤務は継続しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した従業員台帳（発令情報）、D組合の被保険者記録及び雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和52年10月16日に同社E工場から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場における昭和52年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、F基金が保管している申立人に係る厚生年金基金加入員資格取得届によれば、当該資格取得日は昭和52年11月1日と確認できる上、訂正届も見当たらないことから、事業主が同

日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C工場における資格取得日に係る記録を昭和52年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年10月16日から同年11月1日まで  
株式会社Bに勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間においても、勤務は継続しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、同僚の供述及び雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和52年10月16日に同社D工場から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場における昭和52年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、E基金が保管している申立人に係る厚生年金基金加入員資格取得届によれば、当該資格取得日は昭和52年11月1日と確認できる上、訂正届も見当たらないことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立

人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年10月26日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間のうち、6年1月1日から7年10月1日までの期間については当該あっせんによらず、同一事業所に対するあっせんの整合性を踏まえ、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から13年3月21日まで  
年金記録を確認したところ、A株式会社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が低くなっている。手元に残っている給料明細書及び給与明細書には保険料控除額が記載されており、これに見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年1月1日から7年10月1日までの期間における標準報酬月額については、申立人提出の給料明細書及び源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、6年1月から8年9月までを36万円、同年10月から13年2月までを34万円とすること、及び事業主は、当該期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、22年10月26日付けで、総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、申立期間のうち、平成6年1月1日から7年10月1日までの期間について、上記あっせん後に、A株式会社に勤務していた同僚の年金記録に係る確認申立てについて、標準報酬月額の記録が同年4月27日付けで6年1月に遡って減額訂正されていること、同日付けで複数

の同僚の標準報酬月額についても遡及して減額処理されていること、及び複数の元役員の供述から、同社が厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえることから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額に訂正することが必要と認められるとして、年金記録確認B地方第三者委員会において、24年7月18日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

これにより、同一事業所に対するあっせんの整合性を踏まえることが必要であることから、申立人の標準報酬月額の訂正処理日について再度確認した結果、申立人の標準報酬月額は、上記の同僚と同様に、平成7年4月27日付けで6年10月の定時決定記録を取り消した上、同年1月に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

また、A株式会社に勤務していた同僚の厚生年金保険の被保険者記録において、平成7年4月27日付けで5人の標準報酬月額が遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、A株式会社の元役員の一は、「経理担当者から『社会保険事務所の職員から、標準報酬月額を下げると保険料が安くなると教わって行った。』と聞いたことがある。」と供述し、年金記録確認C地方第三者委員会における調査において、別の元役員は、「平成7年から15年頃は、会社の経営は厳しかった。」と回答していることから、同社が厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成7年4月27日付けで行われた標準報酬月額の見直し訂正処理は事実上即時のものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該見直し訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該見直し訂正処理の結果として記録されている申立人の6年1月から7年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成21年11月17日付けで行われた申立期間②に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、申立期間②のうち、3年12月1日から4年10月1日までの期間及び5年9月1日から6年10月1日までの期間については、当該あっせんによらず、同一事業所に対するあっせんの整合性を踏まえ、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を3年12月から4年9月までは44万円、5年9月は47万円、同年10月から6年9月までは44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成5年10月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月1日から平成2年8月1日まで  
② 平成2年9月10日から13年3月21日まで  
③ 平成13年3月21日から同年10月1日まで  
④ 平成13年10月1日から14年5月21日まで  
⑤ 平成14年5月21日から16年2月21日まで  
⑥ 平成15年7月15日及び同年12月15日

申立期間①については、A株式会社勤務の標準報酬月額が、申立期間②及び④については、B株式会社、申立期間③及び⑤については、株式会社C勤務の標準報酬月額が手元に残っている給料明細書及び給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と違っている。

また、申立期間⑥の賞与からも保険料が控除されているのに記録されていない。



B株式会社と株式会社Cは、所在地も役員も同じ同一の会社である。  
各申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録について、調査の上、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、平成3年12月1日から4年10月1日までの期間及び5年9月1日から6年10月1日までの期間における標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき申立人提出の給料明細書及び源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、3年12月から4年9月までは44万円、5年9月は47万円、同年10月から6年10月までは44万円とすること、及び事業主は、当該期間に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、21年11月17日付けで、総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、申立期間②のうち、平成3年12月1日から4年10月1日までの期間及び5年9月1日から6年10月1日までの期間について、上記あっせん後に、B株式会社に勤務していた同僚の年金記録に係る確認申立てについて、標準報酬月額の記録が5年12月7日付けで3年12月に遡って減額訂正されていること、同日付けで複数の同僚の標準報酬月額についても遡及して減額処理されていること、及び複数の元役員の供述から、同社が厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえることから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額に訂正することが必要と認められるとして、年金記録確認D地方第三者委員会において、24年7月18日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

これにより、同一事業所に対するあっせんの整合性を踏まえることが必要であることから、申立人の標準報酬月額の訂正処理日について再度確認した結果、申立人の標準報酬月額は、当初、平成3年12月から4年9月までは44万円、同年10月から5年9月までは47万円、同年10月から6年9月までは44万円と記録されていたが、上記の同僚と同様に、5年12月7日付けで4年10月1日及び5年10月1日の定時決定記録を取り消した上、3年12月に遡って20万円に減額訂正された後、再度、4年10月から5年8月までについて、6年2月3日付けで、当初の標準報酬月額である47万円に訂正されていることが確認できる。

また、B株式会社に勤務していた同僚の厚生年金保険の被保険者記録に

において、平成5年12月7日付けで10人の標準報酬月額が遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、B株式会社の元役員の一は、「経理担当者から『社会保険事務所の職員から、標準報酬月額を下げると保険料が安くなると教わって行った。』と聞いたことがある。」と供述し、年金記録確認E地方第三者委員会における調査において、別の元役員は、「平成7年から15年頃は、会社の経営は厳しかった。」と回答していることから、同社が厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成5年12月7日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年12月から4年9月までの期間及び5年9月から6年9月までの期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た3年12月から4年9月までは44万円、5年9月は47万円、同年10月から6年9月までは44万円に訂正することが必要と認められる。

また、申立期間②のうち、平成5年10月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給料明細書及び源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から供述を得られず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 埼玉厚生年金 事案 7285 (事案 6971 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで

申立期間は脱退手当金支給済期間となっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、また、受給した記憶も無い。前回の第三者委員会の審議では、申立てを認めてもらえなかったが、通知文の内容は抽象的であり、認めてもらえなかった理由も納得できないので、新たな事情等はないが再度調査し、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金に係る申立てについては、i) 株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは見当たらないこと、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和44年1月1日の前後5年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有していた89人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、67人に支給記録が確認でき、そのうち65人は、資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、当該事業所の複数の同僚が、「会社による脱退手当金の代理請求があった。」としており、申立人とほぼ同時期に資格喪失日のある二人の同僚も、「脱退手当金を受給した記憶がある。」「会社による代理請求があった。」と供述していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられることを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年6月27日付け年金記録の訂正は必要でな

いとする通知が行われている。

今般の再申立てに当たり、申立人から提出された新たな資料等はないが、申立人から当初申立時に「脱退手当金の支給を意味する表記のある名簿が事業所にあり、私の欄にはその表記は無い旨の回答を事業所から得ている。」との申述のあった資料を株式会社Aに照会したところ、備考欄に「脱」等の記載のある「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」が保存されており、当該名簿の申立人の欄には「脱」等の記載が無いことが確認できるものの、申立人と同日に脱退手当金の支給記録のある二人の同僚についても、当該名簿の備考欄に「脱」の記載は無い上、事業所は「当該名簿は記載内容が不完全なものであり、当時の事務処理についても不明である。」としている。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見つからない。ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の資格喪失時の前後5年以内に申立人が勤務していた事業所で資格喪失した89人のうち65人に資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていること、申立人についても資格喪失の日から約1か月後に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 7287 (事案 466 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 11 日から 44 年 1 月 9 日まで  
申立期間について、平成 20 年 12 月 26 日付けで、20 年 3 月に行った申立てについての回答をいただいたが、この期間の厚生年金保険が昭和 44 年 2 月 14 日に脱退手当金として支払われたとする記録について、受け取っていないのに訂正してもらえなかったのは納得がいかないので再度申し立てる。

支給されたとする日は、A 県 B 町 (現在は、C 市) に転居していたし、厚生年金保険被保険者証も受け取っていないのでこの日に脱退手当金を受給することはできない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の被保険者資格喪失日から約 1 か月後に脱退手当金が支給決定されていることなどから一連の事務処理に不自然さはいかぬこと、ii) 申立人と厚生年金保険の資格取得時期が同時期頃である女性被保険者 22 人について脱退手当金の支給状況を調査したところ、14 人が 7 か月以内に支給決定されていることが認められることから、事業主による代理請求がなされていたと考えられること、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない上、ほかに証言を得るものがないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料を提出することなく、「脱退手当金を受け取った覚えが無いのではなく、受け取っていない。」として再申立てをしているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらないとともに、今回の調査で、昭和 44 年頃の社会保険事務担当者が「脱退手当金については、口頭で説明をし、希望した者には会社で請求手続をしてあげていた。申立人のように遠隔地に転居する者については、退職願に転居先を記入してもらい、社会保険事務所（当時）に届け出ていた。社会保険事務所からは本人宛てに郵便為替や関係書類が送られており、会社が代理で受領することは無かった。」と述べていることから、改めて申立人が被保険者資格を喪失した日の前後 1 年間に D 株式会社 E 工場で被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格のある女性の同僚 44 人の記録を確認すると、申立人を含め 35 人について脱退手当金が 4 か月以内に支給された記録となっており、むしろ脱退手当金が代理請求により支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在している一方で、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月から 51 年 2 月 2 日まで  
A 株式会社(現在は、B 株式会社)に昭和 49 年 11 月に入社し C の D 職をしたが、厚生年金保険の加入は 51 年 2 月 2 日になっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録(昭和 51 年 1 月 5 日資格取得)から、申立人は、申立期間の一部において A 株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当時の資料が残っていないため、申立てについては不明である。」と回答している。

また、申立期間当時、当該事業所の厚生年金保険に加入していた同僚 31 人に照会し 14 人から回答があり、一人が申立人を記憶しているものの、勤務した期間については不明と供述していることから、申立人の雇用保険の加入日(昭和 51 年 1 月 5 日)以前の勤務実態について確認することができない。

さらに、回答があった 14 人のうち複数の者が、1 か月から 3 か月の試用期間があり、すぐには厚生年金保険に加入しなかったと供述している。

加えて、A 株式会社本社に事務職として勤務した者は、自分は入社から数年後に厚生年金保険に加入した記録になっていると供述している上、申立期間当時、給与計算及び社会保険事務を担当していた者は死亡しているため、同社における厚生年金保険加入の取扱いについて照会することができない。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、当該事業所にお

ける申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人の資格取得時(昭和51年2月2日)に新規で付番(昭和51年3月19日払出)されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料が無く、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 7 月 25 日から同年 8 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。有限会社 A は、事業所としての福利厚生  
の充実のため、平成 9 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった。当時、同社の事業主であった私の年金記録では、厚生年金保険被保険者  
記録が、9 年 7 月 25 日までの 4 か月間となっているが、会社の預金通帳の記録では、5 か月分の厚生年金保険料が引き落とされているので、  
厚生年金保険の被保険者記録が 4 か月となっていることに納得できない。  
5 か月分の厚生年金保険料を納付したことに相違ないので、申立期間を  
厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した有限会社 A に係る B 信用金庫 C 支店の預金通帳から、平成 9 年 3 月分から同年 7 月分までに該当する厚生年金保険料及び児童手当  
拠出金が、出金されている記録が確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、当該事業所は、平成 9 年 3 月 1 日に厚生年金保険適用事業所となり、同年 7 月 25 日に厚生年金保険の  
適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認  
できる。

また、日本年金機構は、「当時の関係資料は保存期限経過により保管されて  
いないため、届出等の事実は確認できないが、厚生年金保険の適用事業  
所でなくなった月以後の厚生年金保険料（平成 9 年 7 月分）は、過誤納  
保険料であるため、歳入金還付等事務処理マニュアルに定められた処理を  
行い、事業主から歳入金（厚生年金保険料及び児童手当拠出金）の還付請

求書の提出を受け、指定の口座に保険料還付金を国庫金として振り込むことにより、同月分の保険料を還付していると推認される。」旨の回答をしている。

さらに、D信用金庫（合併前は、B信用金庫）C支店から提供された、有限会社Aに係る預金取引明細表によれば、平成9年9月1日に9年7月分の厚生年金保険料及び児童手当拠出金に相当する額（1か月分計5万2,380円）の出金記録が確認できるところ、10年3月18日付けで、当該口座に、1か月分の厚生年金保険料（5万2,050円）及び児童手当拠出金（330円）と一致する額が、国庫金としてそれぞれ振り込みされている記録も確認できる。

加えて、申立人は、商業登記簿謄本から、有限会社Aの代表取締役であることが確認できる上、当該事業所の厚生年金保険の適用に係る届出は、申立人が自ら行ったと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで  
株式会社Aを平成 16 年 7 月末に退職した。ところが、厚生年金保険の記録は、同年同月 31 日に資格を喪失した記録となっている。間違いなく 7 月末日まで勤務していたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る入社時からの給与台帳から、事業主により給与から厚生年金保険料が翌月控除されていることが確認できるところ、平成 16 年の給与台帳により、同年 7 月の給与から 2 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、事業主から提出された申立人の退職願、申立期間のタイムカード、退職金支給明細書の「退社日」、退職所得申告書に記載された勤続期間の記録、雇用保険における離職日の記録から、申立人の当該事業所における退職日は平成16年 7 月30日であったと認められる。

また、平成 16 年 7 月の給与から 2 か月分の厚生年金保険料が控除されていることについて、事業主は、「当時の担当者は退職しており、関係書類も見当たらないため、事実関係については不明である。」と供述しているものの、事業主から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及びB組合の記録から、事業主が、申立人の被保険者資格喪失日を 16 年 7 月 31 日と届け出たことが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また同法

第 14 条においては、資格喪失の時期は、「その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成 16 年 7 月 31 日であり、申立人の主張する同年 7 月は、仮に事業主により同年同月の厚生年金保険料が控除されていたとしても、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。